

学校感染症に罹患した場合の手続きについて

生徒のみなさんが、学校保健安全法に定められた「学校感染症」（下表参照）と診断された場合には、学校内における感染拡大を防ぐため、治癒するまでの定められた期間は出席停止となります。そのため、学校感染症が疑われる場合、生徒・保護者のみなさまには次の手続きをお願いします。 【学校感染症罹患証明書】は、保護者ポータルまたは学校ホームページ（重要なお知らせ）に掲載しています。

1. 学校感染症の罹患が疑われる場合、【学校感染症罹患証明書】を印刷・持参のうえ、医療機関を受診してください。

なお、同証明書を持参できなかった場合、後日改めて医療機関に持参のうえ、記入を依頼し、証明を受けてください。

2. 学校感染症に罹患していることが判明した場合は、【学校感染症罹患証明書】への記入を医療機関に依頼してください。

なお、医療機関に診断書を発行していただく必要はありません。

また、速やかに「保護者ポータル」にて、次の3つの項目を学校へ連絡してください。

① いつから、どのような症状があったか ② 診断された病名（例：インフルエンザA型） ③ 登校再開予定日

3. 医療機関に指示された登校可能日までは登校せず、療養に専念してください。治癒後、登校を再開する際は、原則教室へ入室する前に、保健室に【学校感染症罹患証明書】を提出してください。保健室が閉室の場合は、担任へ提出してください。

◆ 学校感染症の種類・名称・出席停止期間（目安） ◆

学校感染症の種類・名称		出席停止期間（目安）
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス)、中東呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 *発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※ その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もあるもの） 例：感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 等	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで ※ その他の感染症は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった際に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として扱う場合もあるもので、あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。また、その他の感染症として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や発生・流行の態様等を考慮のうえで判断しますので、必ずしも出席停止となるものではありません。

